

34 独立行政法人酒類総合研究所の概要

(名 称)

独立行政法人酒類総合研究所（ホームページ：<http://www.nrib.go.jp/>）

(所在地)

広島事務所

〒739-0046

広島県東広島市鏡山3丁目7番1号

TEL 082-420-0800(代表)

東京事務所

〒114-0023

東京都北区滝野川2丁目6番30号

TEL 03-3910-6237(代表)

(目 的)

酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的としています。

(沿 革)

明治37年、酒類の製造技術を科学的に研究する国立研究機関「醸造試験所」として大蔵省内に設置され、昭和24年国税庁の開庁を契機に、国税庁の施設等機関である「国税庁醸造試験所」に改組されました。

平成7年には、「国の行政組織等の移転について」（昭和63年閣議決定）により、東京都北区から現在の広島県東広島市へ移転し、「国税庁醸造研究所」に名称を変更しました。

平成13年4月1日より独立行政法人に移行し、さらに平成18年4月1日からは非公務員型の独立行政法人となっています。

なお、第3期中期目標期間（平成23年4月～平成28年3月）からは、より税務行政に直結した分析及び鑑定業務への重点化、分析及び鑑定の理論的裏付けとなる研究や分析手法の開発への研究・調査業務の重点化などを図り、業務を運営しています。

(主な業務)

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」及び「酒類業の健全な発達」を図るという国税庁の任務のうち、高度に技術的な部分を分担し、国税庁との密接な連携の下で、効果的・効率的に業務を実施しています。

分析・鑑定

酒類の課税判定や品質及び安全性の確保等のための分析・鑑定及び分析手法の開発

研究・調査

分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査

品質評価

品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催

講 習

酒類製造者を対象とした醸造講習の開催

(平成25年1月現在)

○ 酒類総合研究所の主な業務実績

■ 分析・鑑定業務の例

麦芽比率の使用原料の分析【課税の適正化】

- ・ビール系酒類の多様化に伴う、原料の麦芽比率等の分析・鑑定の手法の開発
→麦芽比率により税率適用区分が異なるため、酒税調査に活用可能

酒類に使用された原材料の判別【表示の適正化】

- ・普通酒等と純米酒を判別するための分析・鑑定やその手法の開発
→純米酒へのアルコール添加事例など、不正な表示を解明

酒類等の放射性物質の分析等【酒類の安全性確保】

- ・放射性物質の分析と原料中の放射性物質が製品にどの程度残存するかの研究
→風評被害の防止、EUの輸入規制解除に貢献

■ 研究・調査業務の例

酒類の品目判定のための研究【課税の適正化】

- ・ビール系酒類の使用原料の判定について更なる研究を実施
→品目判定の精度の向上

酒類中の有害物質の低減法の開発【酒類の安全性の確保】

- ・焼酎に含まれるメタノールや酒類中に含まれるカルバミン酸エチルの低減方法の研究
→安全性の確保、メタノールの低減により台湾等の基準適合・輸出増

清酒酵母・麹菌のゲノム（遺伝子情報）解析【醸造に関する基礎的研究】

- ・大学等との共同研究により清酒酵母・麹菌のゲノムを解析
→酒類の安全性に関する研究等の基礎を解明